

# 舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 新旧対照表（第四版 → 第五版）

令和4年7月23日作成  
一般社団法人 緊急事態舞台芸術ネットワーク

	旧（第四版）令和3年10月21日改訂版	新（第五版）令和4年7月22日改訂版	
	<b>1. はじめに</b>		
更新	<p>新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初より舞台芸術公演はその大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行いました。そして繰り返される緊急事態宣言の下、経済的に甚大な損失・圧迫を受けながらも、可能な限りの劇場での上演を続け、その間、「不要不急」という謂われなき中傷と、科学的根拠のない「感染リスクが高い空間」という風評被害を受けて参りました。</p> <p>その中において、当ネットワークは、社会との親和性を図り、安心・安全を前提とすることを第一とし、舞台上演に当たっての本ガイドラインを示し、公演主催者や施設管理者に有効に活用していただいていたようお願いしてまいりました。</p> <p>その結果、上演中の劇場空間においては、クラスター感染が起こっておらず、現在では、専門家にも「大声を出さない劇場は、感染リスクが低い」と認識いただいております。また、内閣府からも「舞台芸術は不要不急なものではない」と明言していただいております。これらはすべて、舞台芸術界が一丸となり、本ガイドラインに沿って上演を繰り返して来た賜物でもあります。</p> <p>この度は、昨年との状況の違い、とりわけPCR検査、ワクチン接種の普及を受けた上での、ガイドラインの改訂となります。</p> <p>その目的は今一度、出演者とスタッフ、カンパニー関係者、そして観客の皆様様の安心安全並びに社会との親和性を図ること。そして、「表現」をするために、「表現」以外のところでは、こうしたガイドラインに沿った姿勢で、今しばらく臨んでいこうという私たちの意思表示です。</p> <p>私達は、劇場と共に生きてきた人間として、劇場という空間が、いかに日常から解放された「自由な空間」であるべきかを知っているつもりです。だから、本ガイドラインは、劇場を強権的に不自由にさせるための枷ではなく、このコロナ禍の危機に瀕して作られた劇場再開の為の「過程」（ロビーで、観客がマスクをせずに語り、いい芝居に乾杯し、カーテンコールで歓喜の音が飛び交うそんな空間に戻っていくための過程）です。このガイドラインは、劇場空間の自由を守るうとした「叡智」であったといつの日にか、そう語られることを願っております。そしてその日は遠くないと信じて、本ガイドラインを順守していただけるよう今一度、切にお願ひ申し上げます。</p>	<p>2020年初頭、新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めました。この感染症は、結果的に「距離をとる」「大声を出さない」といった「人間のコミュニケーション」を妨げようとする病いでもあり、その直撃を受けたのが、まさに「目の前でのコミュニケーション」を生業とする舞台芸術公演でした。</p> <p>繰り返される緊急事態宣言やまん延防止重点措置の下、経済的に甚大な損失・圧迫を受け、さらに「不要不急」という謂われなき中傷と、科学的根拠のない「感染リスクが高い空間」という風評被害まで被って参りました。</p> <p>その中において、当ネットワークは、安心・安全を前提とすることを第一とし、社会との親和性を図ったうえで舞台上演のために、本ガイドラインを示してきました。</p> <p>そして、公演主催者や施設管理者に有効に活用していただようお願いしてまいりました。</p> <p>その結果、上演中の劇場空間（舞台と客席間）においては、クラスター感染が起こっておらず、観客席にも安心感が戻ってきているように感じられます。</p> <p>元通りとはいかないまでも、ここまでなんとか、舞台芸術界が活気を取り戻しつつあるのは、舞台芸術界が一丸となり、本ガイドラインに沿って上演を繰り返して来た賜物かと思われま。</p> <p>この度は、これまでの感染状況との違い、とりわけ三回に渡るワクチン接種の普及ならびに、社会全体が少しずつコロナ禍以前へ回帰している状況をうけての、ガイドラインの改訂となります。</p> <p>その目的は今一度、出演者とスタッフ、カンパニー関係者、そして観客の皆様様の安心安全並びに社会との親和性を図ること、その中で許される範囲での「規制禁止事項」の緩和です。</p> <p>私達は、劇場と共に生きてきた人間として、劇場という空間が、いかに日常から解放された「自由な空間」であるべきかを知っています。したがって本ガイドラインは、ただ劇場を強権的に不自由にさせるための枷ではなく、このコロナ禍の危機に瀕して作られた劇場再生の為の「過程」です。</p> <p>ロビーで、観客がマスクをせずに語り、いい芝居に乾杯し、カーテンコールで歓喜の音が飛び交う、そんな空間に戻っていく日も遠くない。そう信じて、本ガイドラインを順守していただけるよう今一度、切にお願ひ申し上げます。</p>	p.1
	<b>2. 感染防止のための基本的な考え方</b>		
更新	<p>(1) ワクチン接種について</p> <p>...</p> <p>その前提として、現在（2021年9月時点）、舞台公演において、当ネットワークが、最も有効な感染防止対策として考えているのは、事前PCR等検査とワクチン接種です。これは、今後の活動を可能な限り、平常に近い形で継続するために、現在考えられる最善策だと思ひます。特に、可能な限りの公演関係者のワクチン接種を推奨いたしたく思ひます。</p> <p>私たちが携わる舞台芸術は、舞台上でマスクを外して発声するなど重要な感染対策がとれない場合があるため、一般的な職業や日常生活よりも一段と強い対策の考えが必要です。現在問題になっている変異株は、従来株に比べ強力な感染力があり、若年中壮年齢層にまで感染が広がり重症者が発生するなどしており喫緊の対策が必要です。そうしたなか、ワクチンを二回接種した人の感染者発生率、重症者数は接種していない人に比べて明らかに低下していることが厚生労働省の調べで分かっており（下記参照2頁）、舞台稽古場等でクラスターが発生した事例においても同様の報告がされています。専門家からも「公演関係者のワクチン接種率9割以上を目指すこと。ワクチン接種が現在取れる有効な手段である」と強く推奨されています。</p>	<p>(1) ワクチン接種について</p> <p>...</p> <p>その前提として、現在（2022年5月時点）、舞台公演において、当ネットワークが、最も有効な感染防止対策として考えているのは、事前PCR等検査とワクチン接種です。これは、今後の活動を可能な限り、平常に近い形で継続するために、現在考えられる最善策だと思ひます。特に、可能な限りの公演関係者のワクチン接種を推奨いたしたく思ひます。</p> <p>私たちが携わる舞台芸術は、舞台上でマスクを外して発声するなど重要な感染対策がとれない場合があるため、一般的な職業や日常生活よりも一段と強い対策の考えが必要です。現在問題になっている変異株（オミクロン株）は、従来株に比べ感染力が強く、若年中壮年齢層にまで感染が広がり重症者が発生するなどしており喫緊の対策が必要です。そうしたなか、ワクチンを三回以上接種した人の感染者発生率、重症者数は接種していない人に比べて明らかに低下していることが厚生労働省の調べで分かっており（下記参照2頁）、舞台稽古場等でクラスターが発生した事例においても同様の報告がされています。専門家からも「公演関係者のワクチン接種率9割以上を目指すこと。ワクチン接種が現在取れる有効な手段である」と強く推奨されています。</p>	p.4

	旧（第四版）令和3年10月21日改訂版	新（第五版）令和4年7月22日改訂版	
更新	※参照：「ワクチン接種歴別の新規感染者数（厚労省）」（令和3年8月23日） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000823684.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000823684.pdf</a>	※参照：「ワクチン接種歴別の新規感染者数（厚労省）」（令和4年5月27日） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000945978.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000945978.pdf</a>	p.4
更新	ただし、ワクチン接種は個人の自由意思による選択であること、また事情により接種できない方もいること等へのご配慮をお願いします。同様に、副反応などを理由に、接種を希望する個人の意思に反して接種を妨げることもお控え下さるようお願いいたします。	ただし、ワクチン接種は個人の自由意思による選択であること、また事情により接種できない方もいること等へのご配慮をお願いします。同様に、副反応や不安感などを理由に、接種を希望する個人の意思に反して接種を受けることを妨げるようなこともお控え下さるようお願いいたします。	p.4
追記	(2) 公演実施にあたって b. 公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されない。	(2) 公演実施にあたって b. 公演中は、来場者は一方向を向き対面による <b>大声での</b> 会話等が原則想定されない。	p.5
削除	c. 原則として座席が設置されており定員数も明らかなため時差式の <b>規制</b> 入退場等も可能。	c. 原則として座席が設置されており定員数も明らかなため時差式の入退場等も可能。	p.5
追記	全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、公演会場への入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討するとともに、来場者が1,000人を超えるような大規模なイベントについては、収容率の制限等を含め、施設が所在する都道府県と事前に相談してください。	全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、公演会場への入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討するとともに、来場者が1,000人を超えるような大規模なイベントについては、収容率の制限等を含め、施設が所在する都道府県と事前に相談し、 <b>感染防止安全計画策定等に</b> 係る事務手続きをおこなってください。	p.5
更新	(3) 注意しなければいけない場所・場面について 1.密閉空間（換気の悪い場所）、2.密集場所（多数が集まる場所）、3.密接場面（間近で会話や発声が行われる）という3つの条件が重なる場所（令和2年3月19日 政府専門家会議提言いわゆる「三つの密」）が、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、三つの密が重なる環境にならないように、感染対策に <b>徹底して</b> 取り組むことが重要です。	(3) 注意しなければいけない場所・場面について 1.密閉空間（換気の悪い場所）、2.密集場所（多数が集まる場所）、3.密接場面（間近で会話や発声が行われる）という3つの条件が重なる場所（令和2年3月19日 政府専門家会議提言いわゆる「三つの密」）が、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、 <b>特に</b> 三つの密が重なる環境にならないように、感染対策に取り組むことが重要です。	p.6
更新	デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・エアロゾル（マイクロ飛沫）感染の経路に応じた感染防止策を講じる必要があります。特に、感染リスクが高まると考えられる「5つの場面」に重点を置いた対策が必要とされています。	<b>オミクロン</b> 株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・エアロゾル（マイクロ飛沫）感染の経路に応じた感染防止策を講じる必要があります。特に、感染リスクが高まると考えられる「5つの場面」に重点を置いた対策が必要とされています。	p.6
追記	(場面3) マスクなしでの会話	(場面3) マスクなしでの <b>近接距離・大声での</b> 会話	p.6
更新	(4) 正しいマスクの着用について マスク着用に関しては、ワクチン接種の有無に関わらず、 <b>舞台上以外は原則常時着用とし</b> 、しっかりと鼻にフィットさせた着用を徹底し、フィルター性能の高い不織布マスクを使用し、正しいマスク着用を徹底してください。	(4) 正しいマスクの着用について マスク着用に関しては、ワクチン接種の有無に関わらず、 <b>使用時には</b> しっかりと鼻にフィットさせた着用を徹底し、フィルター性能の高い不織布マスクを使用し、正しいマスク着用を徹底してください。	p.6
<b>3. 主催者及び施設管理者、またはそれに関係する団体並びに個人が講ずる具体的な対策</b>			
更新	(1) 各所における対応策 ①共通 ■デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスク着用を徹底する。正しいマスク着用について掲示等で周知し、確認できない場合は、個別に注意等を行う。	(1) 各所における対応策 ①共通 ■ <b>オミクロン</b> 株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスク着用を徹底する。正しいマスク着用について掲示等で周知し、確認できない場合は、個別に注意等を行う。	p.7
更新	■会場内（会場入口、チケット窓口、ロビー 他）において、列を作る際には、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内し、人が密集しないよう徹底する。	■会場内（会場入口、チケット窓口、ロビー 他）において、列を作る際には、 <b>一定の</b> 間隔（最低1m）を空けるよう案内し、人が密集しないよう徹底する。	p.7
削除	■開場の際には施設内のドアノブや手すり、ボタン等不特定多数が触れやすい高頻度接触部位は定期的 <b>かつこまめ</b> に消毒を行う。	■開場の際には施設内のドアノブや手すり、ボタン等不特定多数が触れやすい高頻度接触部位は定期的に消毒を行う。	p.7
更新	■デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した機械空調設備は興行許可を取得した際の換気性能（会場内は一人あたりの外気量 20 m <sup>3</sup> /時・人以上）もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を確保する。	■ <b>オミクロン</b> 株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した機械空調設備は興行許可を取得した際の換気性能（会場内は一人あたりの外気量 20 m <sup>3</sup> /時・人以上）もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を確保する。	p.7
新規		※参照：二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドライン（令和3年11月1日） <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/guideline.pdf">https://www.meti.go.jp/covid-19/guideline.pdf</a>	p.7
追記	②客席 ■客席では、正しいマスクの着用が必須であることを周知する。	②客席 ■客席では、正しいマスクの着用が必須であることを周知する。 <b>ただし、健康上の理由により、マスクの着用が困難な状態にある方には、ハンカチで口を覆うことや、フェイスシールドなどマスク着用にあたる対応を行うことも可とする。</b>	p.7
更新	■客席の食事は、長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、休憩中も含め自粛いただくことを徹底する。	■ <b>客席</b> にて食事を行う際は、 <b>会話を控えるよう徹底する。また、飲食時以外のマスク着用、手指消毒、ゴミの適切な処理など、感染防止策を徹底する。</b>	p.8
更新	■デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。	■ <b>オミクロン</b> 株等の変異株の拡大も踏まえ、場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。	p.8
追記	■客席では会話を控えるよう、注意を促す。大声での会話を誘発する可能性があることから、BGMの音量を上げすぎないよう留意する。	■ <b>客席</b> では <b>大声での</b> 会話を控えるよう、注意を促す。大声での会話を誘発する可能性があることから、BGMの音量を上げすぎないよう留意する。	p.8

	旧（第四版）令和3年10月21日改訂版	新（第五版）令和4年7月22日改訂版	
新規	■舞台端と、対面して座る観客の最前列までを2m以上確保すること。または、発声を伴うアクティングエリアから観客の最前列までを2m以上確保すること。	■舞台端と、対面して座る観客の最前列までを（水平方向で）2m程度確保すること。または、発声を伴うアクティングエリアから観客の最前列までを（水平方向で）2m程度確保すること。	p.8
更新	なお、感染力が強いと考えられる変異株などの感染拡大に伴い比較的小さな空間では感染リスクが高まる可能性が考えられます。	なお、感染力が強いと考えられる変異株などの感染拡大に伴い比較的狭い空間では感染リスクが高まる可能性が考えられます。	p.8
更新	③会場入口 入退場時の密集回避を図るべく、列は十分な間隔（最低1m）を確保するように来場者に周知する	③会場入口 入退場時の密集回避を図るべく、列は一定の間隔（最低1m）を確保するように来場者に周知する。	p.9
削除	■入場時のチケットもぎりの際は、担当者は正しいマスク着用とともに、 <del>手袋を使用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化も検討する。</del>	■入場時のチケットもぎりの際は、担当者は正しいマスク着用をする。	p.9
追記	④チケット窓口 ■対面で販売を行う場合、正しいマスクの着用とともに、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。	④チケット窓口 ■対面で販売を行う場合、正しいマスクの着用とともに、 <b>換気に注意をした上で</b> 可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。	p.9
更新	⑤ロビー、休憩スペース ■ロビー、休憩スペースでは、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。	⑤ロビー、休憩スペース ■ロビー、休憩スペースでは、 <b>一定</b> の間隔（最低1m）を空けるよう案内する。	p.9
更新	■飲食用に感染防止策を <b>行ったエリア以外での飲食を制限</b> する。	■ <b>飲食が伴うスペースは、対面防止、飲食時以外のマスク着用、仕切りでエリアを分けるなど、飲食用の感染防止策を徹底</b> する。	p.9
追記	■対面での飲食や会話を回避するよう場内に表示や放送等により促す。	■対面での飲食や <b>大声</b> での会話を <b>控える</b> よう場内に表示や放送等により促す。	p.9
更新	■開場時、休憩時間、終演後に、来場者が滞留しないよう、段階的な入退場規制を行う等、各劇場空間に準じて工夫に努める。	■開場時、休憩時間、終演後に、来場者が <b>密集</b> ・滞留しないよう、段階的な入退場を <b>場内アナウンスや掲示物等で周知</b> する等、各劇場空間に準じて工夫に努める。	p.9
追記	■テーブル等の物品の消毒を定期的に行う。	■テーブル等の物品の消毒・ <b>清掃</b> を定期的に行う。	p.9
削除	⑥トイレ ■不特定多数が触れる高頻度接触部位は定期的 <b>かつこまめ</b> に清掃・消毒を行う。	⑥トイレ ■不特定多数が触れる高頻度接触部位は定期的に清掃・消毒を行う。	p.9
更新	■トイレの列を作る際などには、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。	■トイレの列を作る際などには、 <b>一定</b> の間隔（最低1m）を空けるよう案内する。	p.10
更新	⑦飲食施設、グッズ売り場等 ■混雑時の入場制限を行う。列を作る際などには、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。	⑦飲食施設、グッズ売り場等 ■混雑時の入場制限を行う。列を作る際などには、 <b>一定</b> の間隔（最低1m）を空けるよう案内する。	p.10
更新 追記	■飲食施設では、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔（概ね1m以上）となるよう各店舗において席の配置を工夫するか、アクリル板等の設置により席間を遮蔽し、換気に注意をしたらうえでマスクを外している間はできる限り会話を控えるよう周知すること。	■飲食施設では、家族等の同一グループと他のグループとの距離が <b>一定</b> の間隔（概ね1m以上）となるよう各店舗において席の配置を工夫するか、アクリル板等の設置により席間を遮蔽し、換気に注意をしたらうえでマスクを外している間は <b>大声</b> での会話を控えるよう周知すること。	p.10
削除	■ <del>物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品一見本品は取り扱わない。</del>		p.10
更新	⑧楽屋、控室、喫煙所等 ■鏡前は、十分な間隔（概ね1m以上）を空けるように心がけるなど、上演関係者間の感染リスクを低減するよう努める。	⑧楽屋、控室、喫煙所等 ■鏡前は、 <b>一定</b> の間隔（概ね1m以上）を空けるように心がけるなど、上演関係者間の感染リスクを低減するよう努める。	p.10
更新	■喫煙所は1名ずつの単独で使用すること。または2m以上の間隔を空けてマスクを外している間は会話を控えること。	■喫煙所は1名ずつの単独で使用すること。または <b>2m程度</b> の間隔を空けてマスクを外している間は会話を控えること。	p.10
削除	（2）公演関係者に関する感染防止策 <健康管理> ■公演関係者や、その周辺の人々の健康を守ることを第一と考え、日常的な検査の更なる活用・徹底を図る。 ... -現場にて <b>少しでも</b> 体調が悪い者が見出された場合や、発熱など <b>軽度の体調不良</b> を訴えた場合、抗原検査キットの活用やPCR検査を検討するなど、速やかに対応する。	（2）公演関係者に関する感染防止策 <健康管理> ■公演関係者や、その周辺の人々の健康を守ることを第一と考え、日常的な検査の更なる活用・徹底を図る。 ... -現場にて体調が悪い者が見出された場合や、発熱など訴えた場合、抗原検査キットの活用やPCR検査を検討するなど、速やかに対応する。	p.11
追記	<有症状者が発生した場合> ① 上演関係者に陽性者が発生した場合 ■陽性が確認された者は、公演主催者に連絡の上、保健所の指示に従い自宅待機とする。公演主催者は一度立ち止まり、稽古及び公演が安全・安心に進められる状態が確認する。継続できる場合でも、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮して再開すること。	<有症状者が発生した場合> ① 上演関係者に陽性者が発生した場合 ■陽性が確認された者は、公演主催者に連絡の上、 <b>地域の状況に応じて</b> 保健所の指示に従い自宅待機とする。公演主催者は一度立ち止まり、稽古及び公演が安全・安心に進められる状態が確認する。継続できる場合でも、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮して再開すること。	p.11



	旧（第四版）令和3年10月21日改訂版	新（第五版）令和4年7月22日改訂版	
追記更新	② 上演関係者に濃厚接触者が発生した場合 ■濃厚接触者であることを通知された者は、公演主催者に連絡の上、保健所の指示に従い自宅待機とする。ただし、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮し、経過を注視したうえで、稽古前もしくは開演前6時間以内にPCR検査又は抗原検査（参考資料②）を行い、結果が陰性である者は、検査当日の稽古または公演に参加可能とする。稽古または公演が続く場合には、少なくとも陽性者と接触があった当日から14日間以上、検査は実施すること。	② 上演関係者に濃厚接触者が発生した場合 ■濃厚接触者であることを通知された者は、公演主催者に連絡の上、 <b>地域の状況に応じて</b> 保健所の指示に従い自宅待機とする。ただし、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮し、経過を注視したうえで、稽古前もしくは開演前6時間以内にPCR検査又は抗原検査（参考資料②）を行い、結果が陰性である者は、検査当日の稽古または公演に参加可能とする。稽古または公演が続く場合には、少なくとも陽性者と接触があった当日から <b>7日間</b> 、検査は実施すること。	p.12
更新	③ 上演関係者について、保健所が濃厚接触者の認定をしない、または保健所から連絡がなく濃厚接触者が不明な場合 ■公演主催者が感染リスク者（濃厚接触者の候補に該当する者、検査対象者）を判定し（参考資料③）、自宅待機とする。ただし、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮し、経過を注視したうえで、稽古前もしくは開演前6時間以内にPCR検査又は抗原検査（参考資料②）を行い、結果が陰性である者は、検査当日の稽古または公演に参加可能とする。稽古または公演が続く場合には、少なくとも陽性者と接触があった当日から14日間以上、検査は実施すること。	③ 上演関係者について、保健所が濃厚接触者の認定をしない、または保健所から連絡がなく濃厚接触者が不明な場合 ■公演主催者が感染リスク者（濃厚接触者の候補に該当する者、検査対象者）を判定し（参考資料③）、自宅待機とする。ただし、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮し、経過を注視したうえで、稽古前もしくは開演前6時間以内にPCR検査又は抗原検査（参考資料②）を行い、結果が陰性である者は、検査当日の稽古または公演に参加可能とする。稽古または公演が続く場合には、少なくとも陽性者と接触があった当日から <b>5日間</b> 、検査は実施すること。	p.12
更新	<公演前の対策> ■練習・稽古中は、表現上困難な場合などを除き、原則として正しいマスク着用を求める。	<公演前の対策> ■練習・稽古中は、表現上困難な場合などを除き、 <b>距離が接近するような場においては</b> 原則として正しいマスク着用を求める。	p.13
更新	■デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。	■ <b>オミクロン株</b> 等の変異株の拡大も踏まえ、こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。	p.13
更新	■飲食の際は、隣り合う人との距離が十分な間隔（概ね1m以上）となるよう席の配置を工夫し、マスクを外している間は、会話は控えること。	■飲食の際は、隣り合う人との距離が <b>一定</b> の間隔（概ね1m以上）となるよう席の配置を工夫し、マスクを外している間は、会話は控えること。	p.13
更新	<公演当日の対策> ■デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスク着用や公演前後の手洗い、手指消毒を徹底する。	<公演当日の対策> ■ <b>オミクロン株</b> 等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスク着用や公演前後の手洗い、手指消毒を徹底する。	p.13
更新	■表現上困難な場合を除き、原則として正しいマスク着用を求めるとともに、十分な間隔（概ね1m以上）を取るよう努める。	■表現上困難な場合を除き、 <b>距離が近接する場合には</b> 正しいマスク着用を <b>原則として</b> 求めるとともに、 <b>一定</b> の間隔（概ね1m以上）を取るよう努める。	p.13
更新	■飲食の際は、隣り合う人との距離が十分な間隔（顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の座席配置回避）となるよう席の配置を工夫するなど、換気に注意をしたうえでアクリル板等の設置により席間を遮蔽すること。	■飲食の際は、隣り合う人との距離が <b>一定</b> の間隔（顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の座席配置回避）となるよう席の配置を工夫するなど、換気に注意をしたうえでアクリル板等の設置により席間を遮蔽すること。	p.14
更新	<公演後の対策> ■関係者の感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。	<公演後の対策> ■関係者の感染が疑われ、保健所等の聞き取り <b>調査がある場合には</b> これに協力し、必要な情報提供を行う。	p.14
削除	(3) 来場者に関する感染防止策 <公演前の対策> ■事前に公演前及び公演後の特定の場所での滞留回避や、 <b>直行直帰</b> （交通機関・飲食店などの分散利用）を注意喚起する。	(3) 来場者に関する感染防止策 <公演前の対策> ■事前に公演前及び公演後の特定の場所での滞留回避や、交通機関・飲食店などの分散利用を注意喚起する。	p.15
更新	<公演当日の対策> ①周知・広報 ■デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの <b>原則常時着用</b> 、咳をする場合には腕で口を覆う（咳エチケット）	<公演当日の対策> ①周知・広報 ■ <b>オミクロン株</b> 等の変異株の拡大も踏まえ、 <b>距離が近接になる場面での</b> 正しいマスクの着用、咳をする場合には腕で口を覆う（咳エチケット）	p.15
更新	■列を作る際などには、十分な間隔（最低1m）の確保を徹底する。	■列を作る際などには、 <b>一定</b> の間隔（最低1m）の確保を <b>に努める</b> 。	p.15
更新	②来場者の入場時の対応 ■場内は正しいマスク着用を必須とする。…	②来場者の入場時の対応 ■場内は正しいマスク着用を <b>原則</b> とする。…	p.15
追記	■以下の場合には、入場しないよう要請する。 - 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等	■以下の場合には、入場しないよう要請する。 - 過去 <b>1週間</b> 以内に政府から入国制限、入国後の <b>検査・待機期間</b> を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等 <b>(ただし、厚労省が定める「日本入国時の検疫措置」に準ずる場合は、これに限らない)</b> ※参照：日本入国時の検疫措置（厚労省） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_0209.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_0209.html</a>	p.15
削除	■ <del>パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。</del>		p.16
削除	■ <del>プレゼント・差し入れ・祝花等は控えることを徹底する。</del>		p.16
追記	③公演会場内の感染防止策 ■接触感染や飛沫感染を防止するため、高頻度接触部位の消毒や換気の徹底、正しいマスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。	③公演会場内の感染防止策 ■接触感染や飛沫感染を防止するため、高頻度接触部位の消毒や換気、正しいマスク着用と <b>大声での</b> 会話抑制等、複合的な予防措置に努める。	p.16
更新	■整列をする必要がある場合、マーカーの配置や人員の配置等により、十分な間隔（最低1m）を空けられるよう努める。	■整列をする必要がある場合、マーカーの配置や人員の配置等により、 <b>一定</b> の間隔（最低1m）を空けられるよう努める。	p.16

	旧（第四版）令和3年10月21日改訂版	新（第五版）令和4年7月22日改訂版	
追記 削除	<p>&lt;公演後の対策&gt;</p> <p>■感染が疑われる者が発生した場合には速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えておく。また、保健所等の公的機関による聞き取りに必要な情報を提供し、<b>保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を行う。</b>公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議する。</p>	<p>&lt;公演後の対策&gt;</p> <p>■感染が疑われる者が発生した場合には<b>地域の状況に応じ</b>保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えておく。また、保健所等の公的機関による聞き取りに必要な情報を提供し、<b>その判断に従う。</b>公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議する。</p>	p.17
更新	<p>※最新の情報に基づいた対策を行うため、下記などを参照してください。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」（2021年10月版）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf</a></p>	<p>※最新の情報に基づいた対策を行うため、下記などを参照してください。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf</a></p>	p.17
追記		令和4年7月22日（第五版）改訂	p.17
<b>参考資料</b>			
更新	<p>※参照：「正しいマスクのつけ方（厚労省）」  <a href="https://youtu.be/KA0f_QVNPVI">https://youtu.be/KA0f_QVNPVI</a></p>	<p>※参照：「正しいマスクのつけ方（厚労省）」  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_0001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_0001.html</a></p>	参考資料 ①
更新	<p>参考資料② &lt;抗原検査キットの使用について&gt;</p> <p>▷事務連絡（令和3年6月25日）  「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（厚労省）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf</a></p>	<p>参考資料② &lt;抗原検査キットの使用について&gt;</p> <p>▷事務連絡（令和3年8月13日改訂）  「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（厚労省）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf</a></p>	参考資料 ②
更新	<p>▷事務連絡（令和3年9月27日）  「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（厚労省）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000836277.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000836277.pdf</a></p>	<p>▷事務連絡（令和3年11月19日）  「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（厚労省）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000857309.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000857309.pdf</a></p>	参考資料 ②
更新	<p>参考資料③ &lt;感染リスク者の判定について&gt;</p> <p>事務連絡（令和3年6月4日）  「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（厚労省）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000788884.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000788884.pdf</a></p>	<p>参考資料③ &lt;感染リスク者の判定について&gt;</p> <p>事務連絡（令和4年3月16日）  「濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（厚労省）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf</a></p>	参考資料 ③
削除	<p><del>【濃厚接触者の候補】</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→陽性者と同居していた者</li> <li>→適切な感染防護なしに陽性者を介護していた者</li> <li>→陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者</li> <li>→手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者</li> </ul> <p>※必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。</p>		参考資料 ③
更新	<p>【検査対象者の候補】</p>	<p>【感染リスク者の候補】</p>	参考資料 ③
更新	<p>・寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者</p>	<p>・同一空間などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者</p>	参考資料 ③